



[様式第3号]

資料提供年月日	令和4年4月27日	
問い合わせ先	課名	監査事務局
	電話	直通 803-1552 内線 4564, 4567
担当者	職名・氏名	課長 吉川 乃
	職名・氏名	課長 山野井 一喜

広 報 連 絡

1 件 名

定期監査等及び行政監査の結果を公表しました

2 概 要

(1) 令和4年1, 2月実施定期監査の結果について

① 監査の対象及び範囲

財政局税務部南区市税事務所ほかの部署において、令和3年4月1日から令和3年11月30日までに執行された収入事務及び支出事務等

② 監査の期間

令和4年1月4日から令和4年2月28日まで

③ 監査の結果

報告書「4 監査の結果」に記載

(2) 財政援助団体監査の結果について

① 監査の対象及び範囲

岡山市文学賞運営委員会ほか1団体における令和2年度の岡山市からの負担金に係る出納その他の事務

② 監査の期間

令和4年1月4日から令和4年2月28日まで

③ 監査の結果

報告書「4 監査の結果」に記載

(3) 出資団体監査の結果について

① 監査の対象及び範囲

一般財団法人岡山市スポーツ協会ほか1団体における令和2年度の出納その他の事務

② 監査の期間

令和4年1月4日から令和4年2月28日まで

③ 監査の結果

報告書「4 監査の結果」に記載

(4) 財政援助団体等監査の実施に伴う所管課の随時監査の結果について

① 監査の対象及び範囲

市民生活局スポーツ文化部文化振興課ほか3課の令和2年度における所管課業務

② 監査の期間

令和4年1月4日から令和4年2月28日まで

③ 監査の結果

報告書「4 監査の結果」に記載

(5) 行政監査の結果について

① 監査のテーマ

重要物品の管理及び活用について

② 監査の対象

全ての部局

③ 監査の期間

令和3年9月1日から令和4年3月31日まで

岡山市監査委員公表第11号

地方自治法第199条第4項の規定に基づく令和4年1, 2月実施定期監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により公表する。

令和4年4月26日

岡山市監査委員 重 松 浩二
同 土 居 幸
同 中 原 淑
同 吉 本 賢



岡山市長 大森雅夫様

岡山市監査委員 重松浩二
同 土居幸徳
同 中原淑子
同 吉本賢士



定期監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく令和4年1、2月実施定期監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により提出します。

記

1 監査の対象及び範囲

財政局	税務部	南区市税事務所
南区役所		総務・地域振興課
		区選挙管理委員会事務局
		市民保険年金課
		農林水産振興課
		地域整備課
		灘崎支所
		妹尾地域センター
		福田地域センター
		興除地域センター
		藤田地域センター
		児島地域センター
		福浜地域センター
都市整備局	都市・交通部	市街地整備課
	道路部	道路計画課
		道路港湾管理課
		西部幹線道路建設課
水道局	配水部	浄水課
		水質試験所

前記の課等において、令和3年4月1日から令和3年11月30日までに執行された収入事務及び支出事務等

2 監査の実施場所及び期間

監査委員室

令和4年1月4日から令和4年2月28日まで

3 監査の着眼点及び実施内容

令和3年度に執行された財務に関する事務等が、法令等にのっとり適正に行われているかどうかを主眼とし、抽出した関係書類について、岡山市監査基準に準拠して証憑突合、質問等の手法により監査を実施した。

4 監査の結果

監査した結果、次のとおり一部に改善を要する事項が認められたので、それぞれ必要な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

その他については、改善済みのもの及び今後の処理方法を指導した軽易な事項はあったが、おおむね適正に処理されていた。

なお、改善済みのもの及び今後の処理方法について指導した軽易な事項は、記述を省略した。

(1) 収入事務について

ア 令和3年11月30日現在、滞納繰越分の収入未済額が、西部第4地区保留地売払収入において101万円余（収納率2.6%）、同延納利息において1万円余（収納率0%）、新保下中野地区保留地精算徴収金において3万円余（収納率0%）、西部第4地区保留地精算徴収金において4万円余（収納率0%）認められた。

今後とも、これらの解消に格段の努力をされたい。

(市街地整備課)

【資料】

市街地整備課

収 入 状 況

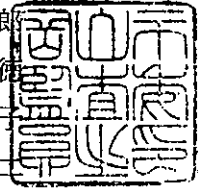
(令和3年11月30日現在)

節	細 節	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	収 納 率
土地売払収入	西部第4地区保留地売払収入（滞納繰越分）	円 1,043,337	円 27,000	円 1,016,337	% 2.6
	西部第4地区保留地売払収入（延納利息・滞納繰越分）	11,663	0	11,663	0
土木費雑入	新保下中野地区保留地精算徴収金（滞納繰越分）	33,747	0	33,747	0
	西部第4地区保留地精算徴収金（滞納繰越分）	44,906	0	44,906	0

岡山市監査委員公表第12号

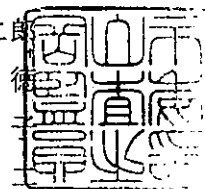
地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により公表する。

令和4年4月26日

岡山市監査委員	重	松	浩二	
同	土	居	幸	
同	中	原	淑	
同	吉	本	賢	

岡山市長 大森雅夫様

岡山市監査委員 重松浩二
同 土居幸徳
同 中原淑子
同 吉本賢



財政援助団体監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により提出します。

記

1 監査の対象及び範囲

(1) 岡山市文学賞運営委員会
(岡山市文学賞負担金)

(2) 岡山市温泉誘客推進協議会
(岡山市温泉誘客推進協議会負担金)

令和2年度における財政援助に係る出納その他の事務

2 監査の実施場所及び期間

監査委員室

令和4年1月4日から令和4年2月28日まで

3 監査の着眼点及び実施内容

岡山市の対象事業が、交付目的どおりに適正かつ効率的に執行されているかどうか等を主眼とし、抽出した関係書類について、岡山市監査基準に準拠して証憑突合、質問等の手法により監査を実施した。

4 監査の結果

令和2年度における財政援助に係る出納及びその他出納に関連する事務について、関係書類を監査した結果、当初の事業計画から新型コロナウイルス感染症の影響で変更した事業はあったが、事業は計画及び交付条件に従って実施されているものと認められた。

また、事務処理については、改善済みのもの及び今後の処理方法を指導した軽易な事項はあったが、おおむね適正に処理されていた。

なお、改善済みのもの及び今後の処理方法について指導した軽易な事項は、記述を省略した。

各団体等の概要は、次のとおりである。

(岡山市文学賞運営委員会)

○名称及び所在地等

名 称	岡山市文学賞運営委員会
所 在 地	岡山市北区大供一丁目1番1号 市民生活局スポーツ文化部文化振興課内
設 立 年 月 日	昭和60年1月10日
負 担 金 額	令和2年度 7,573,356円

1 設立目的について

坪田譲治の業績をたたえとともに、市民の創作活動を奨励し、市民文化の向上に資することを目的とする。

2 事務事業の実施状況について

(1) 岡山市文学賞運営委員会

書面開催

(2) 坪田譲治文学賞

① 選考委員会

- ・ 第1回予備選考委員会 令和2年 7月30日(木)
- ・ 推薦作品アンケート調査 令和2年 8月 5日(水)～ 9月 4日(金)
- ・ 第2回予備選考委員会 令和2年 8月26日(水)
- ・ 第3回予備選考委員会 令和2年 9月29日(火)
- ・ 第4回予備選考委員会 令和2年10月21日(水)
- ・ 選考委員会 令和3年 1月19日(火)

② 坪田譲治文学賞贈呈式・記念行事 令和3年 2月20日(土)

③ 第36回坪田譲治文学賞受賞記念祝賀会 開催中止

(3) 市民の童話賞

① 選考会

- ・ 予備選考委員会(小・中学生の部) 令和2年 9月22日(火)
- ・ 予備選考委員会(一般の部) 令和2年10月3日(土)、10日(土)
- ・ 選考委員会(一般の部) 令和2年10月29日(木)
- ・ 選考委員会(小・中学生の部) 令和2年10月30日(金)

② 市民の童話賞表彰式 令和2年12月13日(日)

- ・ 学生の坪田譲治に関する普及活動の報告、ワークショップ 中止

③ 作品集「おかやましみんのどうわ 2021」の刊行

(4) 坪田譲治の顕彰及び読書・創作活動等への啓発に関する事業

① 坪田譲治文学賞受賞作家フェア 令和3年 2月10日(水)～ 3月 7日(日)

岡山市内の書店16店舗、玉野市の書店1店舗

② 岡山市図書館でのイベント

坪田譲治のイベントや市民講座，作品読み聞かせなど

③ 岡山シティミュージアム企画展示

「坪田譲治とびわのみ文庫」

令和3年 2月16日(火)～ 3月28日(日)

④ 吉備路文学館展示

「坪田譲治文学賞受賞作」

令和2年12月13日(日)～令和3年 3月28日(日)

⑤ 坪田譲治作品からイメージするイラストの募集

全作品を市民の童話賞表彰式会場にて展示。

⑥ 岡山市文学賞ホームページへ「学生による坪田譲治ワールドへの招待」ページの追加

大学生による，作品研究・作家研究の他，親しみやすいイラスト，感想・エッセイなどを掲載し，若い感性でとらえた坪田譲治の魅力を広く発信。

3 収支決算状況について

令和2年度の岡山市文学賞運営委員会収支決算は，次のとおりである。

(収入の部)

(単位:円)

費目	予算額	決算額	備考
負担金	8,500,000	8,500,000	岡山市負担金
書籍販売	0	27,000	市民の童話賞作品集販売
雑収入	0	269	利子収入等
合計	8,500,000	8,527,269	

(支出の部)

(単位:円)

費目	予算額	決算額	備考
報償金	4,540,000	3,997,741	運営委員・選考委員・予備選考委員謝礼,司会謝礼等
賞賜金	1,000,000	1,000,000	副賞(坪田譲治文学賞)
普通旅費	50,000	98,360	運営委員等旅費
その他旅費	150,000	0	贈呈式記念行事出演者等旅費
消耗品費	960,000	1,031,277	選考用書籍購入費,坪田賞メダル,賞状アルバム,看板代等
食糧費	560,000	64,788	選考会,予備選考会,贈呈式用
印刷製本費	800,000	883,949	市民の童話募集チラシ,作品集,贈呈式チラシ,選評等
通信運搬費	30,000	34,180	宅配料,宅配BOX
手数料	60,000	35,310	振込手数料
使用料	350,000	226,130	予備選考会・選考会・贈呈式の会場使用料
その他	0	228,890	賞状筆耕料,会場キャンセル料,贈呈式舞台装飾一式
合計	8,500,000	7,600,625	

(単位:円)

収支差引額(収入合計-支出合計)	926,644	
------------------	---------	--

4 負担金の状況について

岡山市からの岡山市文学賞負担金として、令和2年5月25日に8,500,000円を受入れ、事業完了により負担金額を確定し、令和3年5月14日に926,644円を返納している。

(岡山市温泉誘客推進協議会)

○名称及び所在地等

名 称	岡山市温泉誘客推進協議会
事務所所在地	岡山市南区郡1540-1
設立年月日	平成22年11月22日
負担金額	令和2年度 7,000,000円

1 設立目的について

市内の温泉施設への観光客誘致を推進することを目的とし、国内、海外からの誘客活動に取り組む。あわせて、市内温泉施設と周辺観光資源等との連携を強化するとともに、温泉事業の活性化と事業者の育成を図りながら、受け入れ環境の充実にも重点的に取り組む。

2 事務事業の実施状況について

(1) 観光客誘致・情報発信に関する事業

① 広報宣伝に関する事業

- ・ 県観光連盟ホームページ「岡山観光WEB」へバナー広告を掲載
- ・ 日本遺産関連イベント広告を掲載
- ・ Yahooディスプレイ広告

② 情報発信に関する事業

- ・ 岡山市温泉誘客推進協議会ホームページの維持管理の委託

③ 観光誘客に関する事業

- ・ たけべ八幡温泉の平日限定特別企画の実施

(中止)

- ・ 誘客キャンペーン
- ・ プロモーション活動

(2) 温泉地の振興に関する事業

- ・ たけべ八幡温泉観光ルートマップの製作

(中止)

- ・ モニターツアー

(3) 会議の開催状況

令和2年 4月24日	総会開催
令和2年10月13日	臨時総会開催

3 収支決算状況について

令和2年度の岡山市温泉誘客推進協議会決算は次のとおりである。

(収入の部)

(単位:円)

科目	予算額	決算額	備考
負担金	7,350,000	7,300,000	岡山市負担金(700万円) おかやま観光コンベンション協会負担金 (30万円)
雑収入	33	50	中国銀行 利息
繰越金	658,410	658,410	前年度からの繰越
合計	8,008,443	7,958,460	

(支出の部)

(単位:円)

科目	予算額	決算額	備考
広告費	3,210,000	2,807,000	岡山観光WEB広告掲載料 日本遺産関連イベント協賛金 Yahooディスプレイ広告① Yahooディスプレイ広告②
委託費	3,080,000	1,471,800	八幡温泉ルートマップ作製委託 WEBサイト更新・管理
負担金	1,000,000	974,000	岡山市温泉ほっこり旅応援負担金
印刷製本費	400,000	0	
旅費	150,000	0	
事務費	20,000	4,950	振込手数料
消耗品費	50,000	0	
予備費	98,443	0	
合計	8,008,443	5,257,750	

(単位:円)

収支差引額(収入合計 - 支出合計)	2,700,710	
--------------------	-----------	--

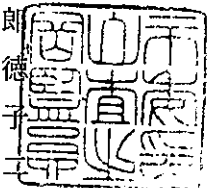
4 負担金の状況について

岡山市からの負担金として、令和2年5月29日に7,000,000円を受入れ、収支差引額の2,700,710円を翌年度に繰越している。

岡山市監査委員公表第13号

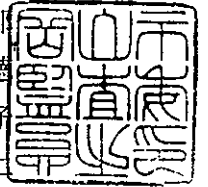
地方自治法第199条第7項の規定に基づく出資団体監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により公表する。

令和4年4月26日

岡山市監査委員	重	松	浩二	
同	土	居	幸	
同	中	原	淑	
同	吉	本	賢	

岡山市長 大森雅夫様

岡山市監査委員 重松浩二郎
同 土居幸徳
同 中原淑子
同 吉本賢二



出資団体監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づく出資団体監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により提出します。

記

1 監査の対象及び範囲

- (1) 一般財団法人 岡山市スポーツ協会
- (2) 一般財団法人 岡山市水産協会

令和2年度における出納事務及びその他出納に関連する事務

2 監査の実施場所及び期間

監査委員室

令和4年1月4日から令和4年2月28日まで

3 監査の着眼点及び実施内容

前記団体の事業運営が、出資目的に沿って行われているかどうかを主眼とし、抽出した関係書類について、岡山市監査基準に準拠して証憑突合、質問等の手法により監査を実施した。

4 監査の結果

令和2年度における出資に係る出納その他の事務について、関係書類を監査した結果、法人運営及び事業は、当初の事業計画から新型コロナウイルス感染症の影響で変更したものはあったが、出資目的ののっとり実施されており、経営状況については良好であると認められた。

また、事務処理について、改善済みのもの及び今後の処理方法を指導した軽易な事項はあったが、おおむね適正に処理されていた。

なお、改善済みのもの及び今後の処理方法を指導した軽易な事項は、記述を省略した。

団体の概要は次のとおりである。

(1) 一般財団法人 岡山市スポーツ協会

○名称及び事務所等

名 称	一般財団法人 岡山市スポーツ協会
事務所所在地	岡山市北区春日町 5-6
設立年月日	平成 28 年 4 月 1 日
目的・事業	別紙 1 岡山市スポーツ協会定款（抜粋）のとおり

○本市との関係

- ・ 出 資 等 令和 3 年 3 月 31 日現在の基本財産は 62,103,924 円であり、設立時に本市が 3,000 万円を出捐している。
- ・ 役員等の就任 名誉会長 市長，顧問 教育長，理事 スポーツ振興課長
- ・ 運営費補助 岡山市スポーツ協会運営費補助金 令和 2 年度実績 42,127,195 円

(別紙1)

1 設立の目的・事業について

岡山市スポーツ協会定款(抜粋)

(目的)

第3条 岡山市におけるスポーツの普及振興に関する事業を行い、もって市民の健康増進と体力向上を図るとともに、明るく豊かな市民生活の形成及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 生涯スポーツの普及振興及び市民の健康・体力づくりの推進
- (2) スポーツ競技者の育成指導及び指導者の養成
- (3) スポーツ少年団の育成
- (4) スポーツに関する功労者、優秀選手等の表彰
- (5) スポーツに関する調査研究及び広報活動
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、岡山市において行う。

2 事業の実施状況について

(1) 生涯スポーツの普及振興及び市民の健康・体力づくりの推進

- ・学区体育協会助成金

(オンラインで実施)

- ・スポーツ講習会

(中止)

- ・第78回岡山市民大会
- ・市民ハイキング
- ・SOMP0ボールゲームフェスタ2020
- ・第62回西大寺駅伝競走
- ・第18回川相昌弘杯少年野球交流大会
- ・ジュニアチャレンジ 得意をさがそう! 体力測定会 in IPU環太平洋大学
- ・第26回岡山市ペタンク交流会

(2) スポーツ競技者の育成指導及び指導者の養成

- ・競技団体助成金
- ・競技力向上事業 11競技団19事業
- ・第57回岡山市総合体育大会 18競技団体

(3) スポーツ少年団の育成事業

- ・岡山市スポーツ少年団登録
- ・岡山市スポーツ少年団秋季錬成大会 8競技部で開催
- ・岡山市スポーツ少年団春季錬成大会 5競技部で開催(2競技部で中止)
- ・岡山市スポーツ少年団交流促進事業 4事業

- ・岡山市スポーツ少年団指導者研修会 オンライン開催

- ・岡山市スポーツ少年団各部指導者育成支援事業

4競技部で研修会を開催（2競技部で中止）

(4) スポーツに関する功労者・優秀選手等の表彰

- ・（一財）岡山市スポーツ協会表彰

協会表彰，スポーツ少年団顕彰，生涯スポーツ功労者表彰

(5) スポーツに関する調査研究及び広報活動

- ・広報活動事業 情報誌「おかやま市スポーツ協会だより」発行（年2回）

ホームページの作成管理

(6) その他

- ・評議員会2回，理事会4回，専門委員会6回（総務財務委員会4回 スポーツ振興委員会2回）

- ・環太平洋大学との連携協力に関する協定書調印式

3 財務状況について

正味財産増減計算書，貸借対照表，財産目録は別紙2～4のとおりで，公益法人会計基準に準じて作成されていた。

(別紙2)

正味財産増減計算書

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	60,902	186,827	△125,925
受取会費	1,029,000	1,153,000	△124,000
事業収益	3,620,350	5,437,750	△1,817,400
受取補助金等	43,407,920	54,113,277	△10,705,357
(うち岡山市補助金収入)	(42,127,195)	(53,053,472)	(△10,926,277)
受取負担金	1,290,000	1,280,000	10,000
受取寄付金	32,934	0	32,934
雑収益	314	307	7
経常収益計	49,441,420	62,171,161	△12,729,741
(2) 経常費用			
事業費			
給料手当	13,208,263	13,569,069	△360,806
退職給付費用	470,442	487,200	△16,758
法定福利費	1,704,032	1,876,581	△172,549
福利厚生費	49,910	49,106	804
通信運搬費	703,474	898,416	△194,942
消耗品費	1,545,791	2,833,487	△1,287,696
印刷製本費	728,145	1,228,123	△499,978
賃借料	889,485	3,121,990	△2,232,505
保険料	7,300	404,576	△397,276
諸謝金	54,500	937,000	△882,500
支払負担金	3,790,900	4,132,100	△341,200
支払助成金	13,531,652	16,220,776	△2,689,124
委託費	0	1,998,172	△1,998,172
手数料	79,640	240,750	△161,110
食糧費	570	681,989	△681,419
車輛費	0	15,391	△15,391
事業費計	36,764,104	48,694,726	△11,930,622
管理費			

給料手当	5,660,686	5,815,313	△154,627
法定福利費	730,299	804,247	△73,948
退職給付費用	201,618	208,800	△7,182
福利厚生費	21,390	21,046	344
会議費	225,971	136,030	89,941
交際費	10,000	28,517	△18,517
旅費交通費	46,375	95,495	△49,120
通信運搬費	447,440	581,494	△134,054
減価償却費	745,708	238,706	507,002
消耗什器備品費	300,811	285,142	15,669
消耗品費	528,780	522,778	6,002
修繕費	27,335	0	27,335
印刷製本費	164,010	153,460	10,550
光熱水料費	241,442	259,213	△17,771
賃借料	885,259	851,032	34,227
保険料	41,934	41,793	141
租税公課	50,000	50,000	0
支払負担金	669,000	682,000	△13,000
委託費	533,990	350,420	183,570
手数料	125,300	92,796	32,504
雑費	38,280	43,432	△5,152
管理費計	11,695,628	11,261,714	433,914
経常費用計	48,459,732	59,956,440	△11,496,708
当期経常増減額	981,688	2,214,721	△1,233,033
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	981,688	2,214,721	△1,233,033
一般正味財産期首残高	7,200,907	4,986,186	2,214,721
一般正味財産期末残高	8,182,595	7,200,907	981,688
II 指定正味財産増減の部			
基本財産運用益	60,902	186,827	△125,925
受取寄付金	30,000	30,000	0
一般正味財産への振替額	△60,902	△186,827	125,925
当期指定正味財産増減額	30,000	30,000	0
指定正味財産期首残高	61,750,000	61,720,000	30,000
指定正味財産期末残高	61,780,000	61,750,000	30,000
III 正味財産期末残高	69,962,595	68,950,907	1,011,688

(別紙3)

貸借対照表
令和3年3月31日現在

(単位：円)

科目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	19,343,608	7,348,895	11,994,713
未収金	287,000	296,000	△9,000
流動資産合計	19,630,608	7,644,895	11,985,713
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
普通預金	2,103,924	2,011,324	92,600
投資有価証券	40,000,000	40,000,000	0
定期預金	20,000,000	20,000,000	0
基本財産合計	62,103,924	62,011,324	92,600
(2) 特定資産			
特定資産合計	0	0	0
(3) その他固定資産			
什器備品	1,100,868	1,242,016	△141,148
その他固定資産合計	1,100,868	1,242,016	△141,148
固定資産合計	63,204,792	63,253,340	△48,548
資産合計	82,835,400	70,898,235	11,937,165
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	12,872,805	1,947,328	10,925,477
流動負債合計	12,872,805	1,947,328	10,925,477
2. 固定負債			
固定負債合計	0	0	0
負債の部合計	12,872,805	1,947,328	10,925,477
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
寄付金	61,780,000	61,750,000	30,000
指定正味財産合計	61,780,000	61,750,000	30,000
(うち基本財産への充当額)	(61,780,000)	(61,750,000)	(30,000)
2. 一般正味財産			
(うち基本財産への充当額)	8,182,595	7,200,907	981,688
(うち基本財産への充当額)	(323,924)	(261,324)	(62,600)
正味財産合計	69,962,595	68,950,907	1,011,688
負債及び正味財産合計	82,835,400	70,898,235	11,937,165

(別紙4)

財産目録
令和3年3月31日現在

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	金額
(流動資産)			
現金預金	普通預金	中国銀行岡山市役所出張所他	19,343,608
	未収金	(独)日本スポーツ振興センター	287,000
流動資産合計			19,630,608
(固定資産)			
基本財産	普通預金	中国銀行岡山市役所出張所	2,103,924
	投資有価証券	岡山県公募公債他	40,000,000
	定期預金	広島銀行	20,000,000
	基本財産合計		62,103,924
その他固定資産	什器備品	PC他	1,100,868
固定資産合計			63,204,792
資産合計			82,835,400
(流動負債)			
	未払金	岡山市	12,872,805
流動負債合計			12,872,805
固定負債合計			0
負債合計			12,872,805
正味財産合計			69,962,595

(2) 一般財団法人 岡山市水産協会

○名称及び事務所等

名 称 一般財団法人 岡山市水産協会
事務所所在地 岡山市北区丸の内一丁目9番6号
設立年月日 平成4年11月27日
目的・事業 別紙1 岡山市水産協会定款（抜粋）のとおり

○本市との関係

- ・出 資 等 令和3年3月31日現在の基本財産は255,173,809円であり，設立時に本市が2億3,000万円を出捐している。
- ・役員等の就任 評議員 副市長，理事 農林水産部長，監事 農林水産課長

(別紙1)

1 設立の目的・事業について

岡山市水産協会定款(抜粋)

(目的)

第3条 この法人は、岡山市地先及び周辺の海域における、栽培漁業の推進、漁場の環境保全等に必要の事業を行うことによって岡山市の水産業の維持増大と漁業経営の安定等を図り、水産業の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 栽培漁業の推進に関する事業
- (2) 漁場の環境保全に関する事業
- (3) 漁業振興に関する研修会の開催及び普及啓発活動に関する事業
- (4) 漁業後継者の育成に関する事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 事業の実施状況について

- (1) 栽培漁業の推進に関する事業

令和2年度岡山県栽培漁業負担金の支出(種苗[ガザミ・ヨシエビ・オニオコゼ・クルマエビ]生産及び中間育成に係る経費)

- (2) 漁場の環境保全に関する事業

漁業者や漁協が海底から回収したごみの処分

- (3) 普及啓発活動に関する事業

- ・水産業振興パネル展の開催
- ・「岡山市民デー」等のスポーツイベントにおけるPR
- ・とれたて岡山魚フェスタ(中止)

- (4) その他

評議員会2回、理事会4回、監事会2回

3 財務状況について

正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録は別紙2～4のとおりで、公益法人会計基準に準じて作成されていた。

(別紙2)

正味財産増減計算書

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益			
基本財産受取利息	3,897,534	3,907,397	△9,863
雑収益			
受取利息	97	101	△4
経常収益計	3,897,631	3,907,498	△9,867
(2) 経常費用			
事業費			
通信運搬費	41,837	39,065	2,772
消耗什器備品費	0	70,470	△70,470
消耗品費	102,924	17,930	84,994
賃借料	712,800	706,320	6,480
租税公課	582,566	582,567	△1
支払負担金	1,204,000	2,063,000	△859,000
手数料	278,834	728,900	△450,066
雑費	23,234	3,822	19,412
事業費計	2,946,195	4,212,074	△1,265,879
管理費			
会議費	17,820	11,772	6,048
旅費交通費	150,000	100,000	50,000
通信運搬費	4,598	7,452	△2,854
消耗什器備品費	0	7,830	△7,830
消耗品費	11,437	1,993	9,444
印刷製本費	29,700	38,360	△8,660
賃借料	79,200	78,480	720
租税公課	64,732	64,732	0
事務委託費	184,860	177,032	7,828
雑費	2,386	108	2,278
管理費計	544,733	487,759	56,974
経常費用計	3,490,928	4,699,833	△1,208,905
評価損益等調整前当期経常増減額	406,703	△792,335	1,199,038
基本財産評価損益等	△234,145	△234,145	0
評価損益等計	△234,145	△234,145	0
当期経常増減額	172,558	△1,026,480	1,199,038
2. 経常外増減の部			

(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	172,558	△1,026,480	1,199,038
当期一般正味財産増減額	172,558	△1,026,480	1,199,038
一般正味財産期首残高	265,662,458	266,688,938	△1,026,480
一般正味財産期末残高	265,835,016	265,662,458	172,558
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	265,835,016	265,662,458	172,558

(別紙3)

貸借対照表
令和3年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	10,380,346	9,889,338	491,008
未収金	413,423	415,889	△2,466
流動資産合計	10,793,769	10,305,227	488,542
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
投資有価証券	255,173,809	255,407,954	△234,145
基本財産合計	255,173,809	255,407,954	△234,145
(2) 特定資産			
特定資産合計	0	0	0
(3) その他固定資産			
電話加入権	74,184	74,184	0
その他固定資産合計	74,184	74,184	0
固定資産合計	255,247,993	255,482,138	△234,145
資産合計	266,041,762	265,787,365	254,397
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	206,746	124,907	81,839
流動負債合計	206,746	124,907	81,839
2. 固定負債			
固定負債合計	0	0	0
負債合計	206,746	124,907	81,839
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
2. 一般正味財産	265,835,016	265,662,458	172,558
正味財産合計	265,835,016	265,662,458	172,558
負債及び正味財産合計	266,041,762	265,787,365	254,397

(別紙4)

財 産 目 録
令和3年3月31日現在

(単位：円)

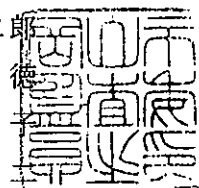
科 目	金 額
I 資産の部	
1. 流動資産	
現金預金	
現金手許有高	928
普通預金 トマト銀行中山下支店	10,379,418
未収金	
未経過利息 第8回利付国債	323,013
未経過利息 第46回利付国債	90,410
流動資産合計	10,793,769
2. 固定資産	
(1) 基本財産	
投資有価証券 第8回利付国債	50,420,205
投資有価証券 第46回利付国債	204,753,604
(2) 特定資産	0
(3) その他固定資産	
電話加入権	74,184
固定資産合計	255,247,993
資産合計	266,041,762
II 負債の部	
1. 流動負債	
未払金 税理士報酬他2件	206,746
預り金	0
流動負債合計	206,746
2. 固定負債	0
固定負債合計	0
負債合計	206,746
正味財産	265,835,016

岡山市監査委員公表第14号

地方自治法第199条第5項の規定に基づく財政援助団体等監査の実施に伴う所管課の
随時監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により公表する。

令和4年4月26日

岡山市監査委員 重 松 浩二
同 土 居 幸
同 中 原 淑
同 吉 本 賢



岡山市長 大森雅夫様

岡山市監査委員 重松浩二郎
同 土居幸徳
同 中原淑子
同 吉本賢



随時監査の結果について

地方自治法第199条第5項の規定に基づき、財政援助団体等監査の実施に伴う所管課の監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により提出します。

1 監査対象及び範囲

区分	所管課	団体名	監査対象事務等
財政援助 団体監査	市民生活局 スポーツ文化部 文化振興課	岡山市文学賞運営委員会	岡山市文学賞負担金
	産業観光局 観光部 プロモーション・ MICE推進課	岡山市温泉誘客推進協議会	岡山市温泉誘客推進 協議会負担金
出資団体監査	市民生活局 スポーツ文化部 スポーツ振興課	一般財団法人 岡山市スポーツ協会	団体に対する出資者として の指導監督業務
	産業観光局 農林水産部 農林水産課	一般財団法人 岡山市水産協会	

2 監査の実施場所及び期間

監査委員室

令和4年1月4日から令和4年2月28日まで

3 監査の着眼点及び実施内容

令和4年1, 2月に実施した財政援助団体等監査に伴い, 所管課の令和2年度の事務が, 法令等にのっとり適正に行われているかどうかを主眼とし, 抽出した関係書類について, 岡山市監査基準に準拠して証憑突合, 質問等の手法により監査を実施した。

4 監査の結果

(1) 負担金の執行に係る所管課業務について

令和2年度における負担金の執行に係る所管課業務について, 関係書類等を監査した結果, 今後の処理方法を指導した軽易な事項はあったが, おおむね適正に処理されていた。

なお, 今後の処理方法について指導した軽易な事項は, 記述を省略した。

(2) 団体に対する出資者としての指導監督業務について

令和2年度における団体に対する出資者としての指導監督業務について, 関係書類等を監査した結果, 今後の処理方法を指導した軽易な事項はあったが, おおむね適正に処理されていた。

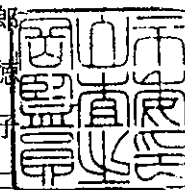
なお, 今後の処理方法について指導した軽易な事項は, 記述を省略した。

岡山市監査委員公表第15号

地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査の結果に関する報告について、
同条第9項の規定により公表する。

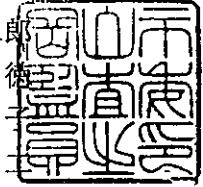
令和4年4月26日

岡山市監査委員	重	松	浩二郎
同	土	居	幸徳
同	中	原	淑子
同	吉	本	賢二



岡山市長 大森雅夫 様

岡山市監査委員 重松 浩二郎
同 土居 幸徳
同 中原 淑子
同 吉本 賢二



令和3年度行政監査の結果について（報告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を下記のとおり報告します。

記

1 監査を実施した監査委員

重松 浩二郎，土居 幸徳，中原 淑子，吉本 賢二

2 監査の概要

（1）監査のテーマ

重要物品の管理及び活用について

（2）監査の目的

重要物品は、岡山市会計規則（昭和39年市規則第6号。以下「会計規則」という。）第130条の2に定める取得価格又は見積価格が100万円以上の物品と規定されている。

重要物品については、厳正な管理や有効活用が求められることから、その管理及び活用状況等を確認し、経済性、効率性及び有効性の観点から検証を行い、今後の物品に係る事務の適正な執行に資することを目的とする。

（3）監査の対象

全ての部局

（4）監査の実施場所及び期間

監査委員室

令和3年9月1日から令和4年3月31日まで

(5) 監査の着眼点及び実施内容

以下の「主な着眼点」に基づいて、全ての部局を対象に、重要物品の取得、保有及び活用に関する調査票の作成及び関係資料の提出を求め、岡山市監査基準に準拠して確認及び質問等の手法により監査を実施し、必要に応じて追加調査を実施した。

なお、今回は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、現地調査は必要最小限にとどめ、各所属担当者からの聴取は主に電話や電子メールにより実施した。

<主な着眼点>

ア 重要物品の取得状況について

- ・取得の手続は適正に行われているか。

イ 重要物品の管理状況について

- ・保管方法・保管場所は適切か。
- ・備品台帳の整備は適正に行われているか。

ウ 重要物品の活用状況について

- ・取得目的に沿った活用がされているか。
- ・効率的に活用されているか。

エ 重要物品の処分状況について

- ・不用物品の処分方法は適切か。

(注) 構成比について、表示の1桁下位で四捨五入しているため、比率合計が100にならない場合がある。

3 重要物品の調査結果の概要

(1) 重要物品の取得及び保有状況について

令和3年3月31日現在、財務会計システムに登録されている備品のうち、重要物品(取得価格が1件100万円以上のもの)は2,297件で、取得価格は147億3,284万円であった。

ア. 所管局区室別状況

(令和3年3月31日現在)

局区室名	件数	構成比(%)	取得価格(円)	構成比(%)
危機管理室	7	0.3	30,034,500	0.2
市長公室	6	0.3	18,039,250	0.1
総務局	41	1.8	129,295,279	0.9
財政局	3	0.1	4,384,800	0.0
市民生活局	108	4.7	647,357,980	4.4
市民協働局	9	0.4	19,550,550	0.1
北区役所	92	4.0	327,955,510	2.2
中区役所	20	0.9	67,442,488	0.5
東区役所	29	1.3	90,482,410	0.6
南区役所	43	1.9	140,098,948	1.0
保健福祉局	185	8.1	641,627,149	4.4
岡山っ子育成局	31	1.3	43,490,793	0.3
環境局	184	8.0	902,083,743	6.1
産業観光局	36	1.6	103,404,615	0.7
都市整備局	47	2.0	117,895,087	0.8
消防局	567	24.7	6,971,708,069	47.3
教育委員会事務局	856	37.3	4,358,224,939	29.6
選挙管理委員会事務局	29	1.3	81,768,600	0.6
議会事務局	4	0.2	38,001,969	0.3
合計	2,297	100	14,732,846,679	100

所管局別の状況を見ると、重要物品を保有している件数は、教育委員会が856件(37.3%)と最も多く、続いて消防局567件(24.7%)の順となっている。

イ 種別毎の状況

(令和3年3月31日現在)

種別	件数	構成比 (%)	取得価格 (円)	構成比 (%)
机類	7	0.3	10,431,260	0.1
戸だな類	52	2.3	123,112,017	0.8
台類	10	0.4	23,132,550	0.2
事務用機械器具類	95	4.1	329,410,486	2.2
測量測候機械器具類	23	1.0	39,367,860	0.3
度量衡器具類	2	0.1	3,636,999	0.0
写真器具類	5	0.2	12,061,660	0.1
室内器具類	8	0.3	16,179,435	0.1
美術工芸品類 ※	111	4.8	3,196,482,200	21.7
冷暖房用器具類	59	2.6	72,757,140	0.5
厨房裁縫用具類	485	21.1	844,470,716	5.7
かご、かん、おけ類	1	0.0	1,162,350	0.0
旗、幕、覆、袋、かばん類	11	0.5	88,870,429	0.6
雑具類	102	4.4	292,489,031	2.0
音楽用具類	90	3.9	212,313,680	1.4
体育器具類	63	2.7	184,403,144	1.3
船車類	519	22.6	7,046,918,166	47.8
産業機械器具類	106	4.6	299,142,274	2.0
消防機械器具類	223	9.7	1,054,429,412	7.2
電気・通信機械器具類	159	6.9	353,214,356	2.4
理数化学機械器具類	119	5.2	420,812,863	2.9
医療用機械器具類	38	1.7	81,647,701	0.6
模型見本類	9	0.4	26,400,950	0.2
合計	2,297	100	14,732,846,679	100

※ 美術工芸品類は、オリエント美術館所蔵品一式1件(3,035点)、岡山シティミュージアム所蔵品3件(597点)を含む。

重要物品の種別は、会計規則により分類されており、種別毎の状況をみると、件数の多い種別は、「船車類」519件(22.6%)、「厨房裁縫用具類」485件(21.1%)、「消防機械器具類」223件(9.7%)の順となっている。

ウ 種別・保有年数別の状況

(令和3年3月31日現在)

種別	保有年数							合計
	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上 30年未満	30年以上	その他		
机類	3	1		2	1		7	
戸だな類		17	3	23	9		52	
台類		2	3	4	1		10	
事務用機械器具類	47	28	10	9	1		95	
測量測候機械器具類	9	2	6	4	2		23	
度量衡器具類	1	1					2	
写真器具類	1	1		3			5	
室内器具類			2	4	2		8	
美術工芸品類	5		15	42	48	1	111	
冷暖房用器具類	55	4					59	
厨房裁縫用具類	78	125	216	65	1		485	
かご、かん、おけ類			1				1	
旗、幕、覆、袋、かばん類		2	2	3	4		11	
雑具類	49	14	15	23	1		102	
音楽用具類	2	2	7	66	13		90	
体育器具類	6	2	19	21	15		63	
船車類	145	135	131	105	3		519	
産業機械器具類	41	13	29	19	4		106	
消防機械器具類	137	78	4	4			223	
電気・通信機械器具類	29	58	53	15	4		159	
理数化学機械器具類	27	19	30	42	1		119	
医療用機械器具類	6	6	12	14			38	
模型見本類		4	3	2			9	
合計件数	641	514	561	470	110	1	2,297	
構成比(%)	27.9	22.4	24.4	20.5	4.8	0.0	100	

※「その他」は、美術工芸品類のオリエント美術館所蔵品一式1件

保有年数別の状況を見ると、「5年未満」が641件(27.9%)と最も多く、続いて「10年以上20年未満」561件(24.4%)、「5年以上10年未満」514件(22.4%)となっている。

最も多い「5年未満」の641件を種別毎にみると、「船車類」145件、「消防機械器具類」137件などとなっている。

エ 取得価格別の状況 (令和3年3月31日現在)

取得価格		件数	構成比 (%)
100 万円以上	200 万円未満	1,198	52.2
200 万円以上	500 万円未満	668	29.1
500 万円以上	1,000 万円未満	244	10.6
1,000 万円以上	5,000 万円未満	162	7.1
5,000 万円以上	1 億円未満	12	0.5
1 億円以上		13	0.6
合計		2,297	100

取得価格別の状況をみると、「100 万円以上 200 万円未満」が 1,198 件 (52.2%) と最も多く、続いて「200 万円以上 500 万円未満」が 668 件 (29.1%)、「500 万円以上 1,000 万円未満」が 244 件 (10.6%) などとなっている。

1 億円以上のものが 13 件あるが、このうち最も高額なものは、オリエント美術館所蔵品一式 1 件の 27 億 1,238 万円、続いて「ヘリコプターテレビ電送システム機上設備」2 億 9,224 万円である。

オ 令和2年度の重要物品の取得状況

令和2年度中に取得した重要物品のうち、受入理由が「購入」である64件の取得目的及び契約方法については、次表のとおりである。

取得目的	契約方法	種別	件数	構成比 (%)
新規事業の 開始 6件(9.4%)	一般競争入札	机類	1	1.6
		船車類	1	1.6
		産業機械器具類	1	1.6
		消防機械器具類	1	1.6
		医療用機械器具類	2	3.1
業務の効率 化及び強化 6件(9.4%)	一般競争入札	事務用機械器具類	3	4.7
		雑具類	1	1.6
		船車類	1	1.6
	随意契約(2者以上見積合せ)	医療用機械器具類	1	1.6
既存品の老 朽化(更新) 50件(78.1%)	一般競争入札	測量測候機械器具類	1	1.6
		写真器具類	1	1.6
		冷暖房用器具類	2	3.1
		厨房裁縫用具類	11	17.2
		雑具類	9	14.1
		船車類	21	32.8
		電気・通信機械器具類	2	3.1
		理数化学機械器具類	2	3.1
	随意契約(2者以上見積合せ)	冷暖房用器具類	1	1.6
その他 2件(3.1%)	一般競争入札	体育器具類	1	1.6
		電気・通信機械器具類	1	1.6
合計			64	100

取得状況をみると、取得目的では「既存品の老朽化(更新)」が最も多く50件(78.1%)となっており、そのうち、契約方法別では「一般競争入札」が49件(76.6%)、種別では「船車類」が21件(32.8%)と最も多くなっている。

契約方法は、「一般競争入札」と「随意契約(2者以上見積合せ)」をあわせて全64件(100%)であり、競争性のある手続きにより取得されている。

(2) 重要物品の活用状況について

令和3年3月31日現在保有されている2,297件の重要物品について、令和2年度中の使用、貸付及び処分の状況を調査した結果は、以下のとおりである。

ア 使用状況

(ア) 使用状況

種別	0日	1～ 10日	11～ 50日	51～ 100日	101～ 200日	201日 以上	常設・ 常時	その他	合計
机類		1		1		1	4		7
戸だな類						22	30		52
台類			6		1		3		10
事務用機械器具類	23	19		3	1	15	30	4	95
測量測候機械器具類	6	4	1	1			11		23
度量衡器具類			2						2
写真器具類	3		1		1				5
室内器具類	4			1		1	2		8
美術工芸品類	30		2			1	78		111
冷暖房用器具類				32	22	3	2		59
厨房裁縫用具類			1	14	444	23	3		485
かご、かん、おけ類				1					1
旗、幕、覆、袋、かばん類	2	1	1		1	2	4		11
雑具類	10	2		2	62	10	14	2	102
音楽用具類	7	14	20	10	16	20	3		90
体育器具類	24	11	3	3	4	16	1	1	63
船車類	15	24	51	62	89	101	176	1	519
産業機械器具類	8	13	7	4	28	10	35	1	106
消防機械器具類	17	20	11		2	1	172		223
電気・通信機械器具類	12		17	6	16	54	53	1	159
理数化学機械器具類	23	21	10	12	2	11	40		119
医療用機械器具類	9	1	4	15	1	5	2	1	38
模型見本類		3		4		1	1		9
合計	193	134	137	171	690	297	664	11	2,297
構成比 (%)	8.4	5.8	6.0	7.4	30.0	12.9	28.9	0.5	100

※「その他」11件は、処分済のもの。

令和2年度中の使用状況は、「常設・常時使用」及び「201日以上」(ほぼ毎日使用) 961件(41.8%)、「101～200日」690件(30.0%)となっており、全体2,297件のうち、2,093件(91.1%)が使用されている。一方で、使用日数が0日(使用していない)については、193件

(8.4%)となっている。

また、令和2年度中に修繕料や保守点検委託料などの維持管理経費を要したものの件数は931件で、その額は約2億6,700万円となっている。

(イ) (ア)の使用状況で、0日(使用していない)の理由・今後の活用

使用0日の理由	今後の活用 保管転換 を予定	廃棄 を予定	今後も 保管予定	その 他	合計	構成 比(%)
故障, 修理中	1	11	4	1	17	8.8
陳腐化・新設備機器導入		18	13		31	16.1
当初の取得目的事業終了		6	1		7	3.6
特殊な用途等		3	48		51	26.4
災害時等の使用物品		1	21	2	24	12.4
試験依頼・利用申込			1		1	0.5
取得後の状況変化等		3	3		6	3.1
展示スペース不足			23		23	11.9
取得後間もない			1		1	0.5
劣化防止のため養生中			2		2	1.0
その他			24	6	30	15.5
合計	1	42	141	9	193	
構成比(%)	0.5	21.8	73.1	4.7		100

(ア)の使用状況で、0日(使用していない)の理由の主なものは、「特殊な用途等で使用機会が少ない」が51件(26.4%)と最も多く、続いて「陳腐化・新設備機器導入」が31件(16.1%)、「その他」30件(15.5%)となっている。「その他」の主な理由としては、「新型コロナウイルス感染症の影響によるもの」が挙げられる。

今後の活用については、「今後も保管予定」が141件(73.1%)で最も多く、続いて「廃棄を予定」が42件(21.8%)などとなっている。「その他」の主な理由としては、「車両の売却」が挙げられる。

使用頻度の著しく低い重要物品のうち、使用可能であるにもかかわらず現所属で使用しないものは、他所属への保管転換を積極的に検討するとともに、使用不能なものは、会計管理者と十分協議のうえ、返納処分の検討を進めるなど適切な対応が必要である。

イ 貸付状況

種別	件数	種別	件数
事務用機械器具類	3	音楽用具類	4
美術工芸品類	1	船車類	19
厨房裁縫用具類	1	産業機械器具類	36
旗、幕、覆、袋、かばん類	1	消防機械器具類	13
雑具類	2	電気・通信機械器具類	33
合計			113

令和2年度に貸付けた重要物品は113件であり、種別毎にみると、「産業機械器具類」が36件と最も多く、続いて「電気・通信機械器具類」33件などとなっている。

ウ 処分状況

(ア) 処分の内訳

種別	件数	構成比 (%)	取得価格 (円)
事務用機械器具類	12	11.9	30,069,522
測量測候機械器具類	2	2.0	2,073,750
写真器具類	2	2.0	5,356,000
冷暖房用器具類	1	1.0	1,430,000
厨房裁縫用具類	19	18.8	27,071,970
雑具類	8	7.9	11,869,515
体育器具類	1	1.0	2,302,050
船車類	26	25.7	298,093,052
産業機械器具類	9	8.9	19,304,795
電気・通信機械器具類	9	8.9	20,715,300
理数化学機械器具類	9	8.9	46,296,500
医療用機械器具類	3	3.0	7,020,260
合計	101	100	471,602,714

令和2年度に処分した重要物品は101件で、このうち、種別で最も多いものは「船車類」の26件(25.7%)、続いて「厨房裁縫用具類」19件(18.8%)などとなっている。

(イ) 処分理由

処分理由	保有年数					合計	構成比 (%)
	5 年未満	5 年以上 10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上 30 年未満	30 年以上		
老朽化による廃棄		4	38	22	1	65	64.4
破損等による廃棄			1	1		2	2.0
保管転換	1	5		2		8	7.9
売却			11	12		23	22.8
その他	1		1	1		3	3.0
合計件数	2	9	51	38	1	101	100
構成比 (%)	2.0	8.9	50.5	37.6	1.0		

処分理由については、「老朽化による廃棄」が 65 件 (64.4%) と最も多く、続いて「売却」23 件 (22.8%) などとなっている。これを保有年数別でみると、「10 年以上 20 年未満」が最も多く 51 件 (50.5%) となっており、続いて「20 年以上 30 年未満」38 件 (37.6%) などとなっている。「その他」の理由は、「ソフトウェアの有効期限満了」、「当初の取得目的終了」、「既に廃棄済で令和 2 年度中に台帳から削除したもの」である。

4 公営企業会計の調査結果の概要

会計規則第130条の2に定める重要物品（取得価格又は見積価格が100万円以上の物品）に準じ、公営企業会計における令和3年3月31日現在の固定資産「車両運搬具」「工具、器具及び備品」に仕訳けられたもののうち、取得価格（年度末現在高）が100万円以上の資産について調査した。

(1) 公営企業会計別の状況（令和3年3月31日現在）

会計	件数	取得価格(円)
水道事業会計	24	145,594,924
市場事業会計	5	10,608,557
下水道事業会計	11	34,507,500
病院事業会計	4	14,525,858
合計	44	205,236,839

(2) 取得価格別の状況

(令和3年3月31日現在)

取得価格		水道事業会計	市場事業会計	下水道事業会計	病院事業会計	合計
100万円以上	200万円未満	6	4	6	1	17
200万円以上	500万円未満	9		3	2	14
500万円以上	1,000万円未満	4	1	2	1	8
1,000万円以上		5				5
合計		24	5	11	4	44

(3) 取得状況（令和2年度）

取得目的	契約方法	水道事業会計
既存品の老朽化（更新）	一般競争入札	5
災害時等の使用物品	一般競争入札	1
合計		6

(4) 活用状況 (令和2年度)

ア 使用状況

使用状況	水道 事業会計	市場 事業会計	下水道 事業会計	病院 事業会計	合計
0日	1		2	1	4
1～10日	2		2		4
11～50日	3				3
51～100日	4		4	1	9
101～200日	3				3
201日以上	10		1	2	13
常設・常時	1	5	2		8
合計	24	5	11	4	44

イ アの使用状況で、0日 (使用していない) の理由・今後の活用

使用0日の理由	今後の活用			合計
	水道 事業会計	下水道 事業会計	病院 事業会計	
災害時等の使用物品	1			1
その他		2	1	3
合計	1	2	1	4

※「その他」は、「予備の機械」2件、「新型コロナウイルス感染症の影響によるもの」1件

ウ 処分状況

会計	件数	取得価格 (円)	処分理由
水道事業会計	1	20,310,000	既存品の老朽化による廃棄
下水道事業会計	1	1,750,000	売却

5 まとめ

今回は、重要物品等の管理及び活用状況等を確認し、経済性、効率性及び有効性の観点から検証を行い、今後の物品に係る事務の適正な執行に資するため、行政監査を実施した。

重要物品等の取得、保有及び活用状況を確認した結果、おおむね適正に処理されていると認められた。

ただし、一部に以下のような事務手続き等の不備が認められた。

(1) 重要物品の管理状況について

重要物品の現物と台帳との照合を行ったところ、現物がないにもかかわらず、台帳に残っているものが11件認められた（「8 ページ 3 重要物品の調査結果の概要 (2) 重要物品の活用状況について ア 使用状況 (ア) 使用状況 (令和2年度)」の「その他」11件 参照）。

現物と台帳との不一致があった所属課と物品名称等は、以下のとおりである。

所属課	物品名称	金額(円)	取得年月日
スポーツ振興課	計算機	1,090,000	平成9年3月14日
スポーツ振興課	各種ソフトウェア	3,110,000	平成9年3月14日
スポーツ振興課	入場券発券機	2,000,000	平成9年3月14日
スポーツ振興課	スポーツ用各種ゴール	4,820,000	平成2年8月31日
北区役所地域整備課	各種機械器具	2,572,500	平成25年1月15日
北区役所地域整備課	オーディオ・ビジュアル機器	3,465,000	平成16年3月31日
中区役所地域整備課	移動トイレ	2,450,700	平成16年3月31日
環境事業課	小型し尿車	5,617,500	平成14年10月23日
教育企画総務課 (岡山中央中学校)	車いす用階段昇降機	1,142,400	平成17年2月24日
生涯学習課 (建部町公民館)	印刷機	1,029,000	平成19年7月6日
指導課	計算機	4,114,950	平成14年12月27日

その原因は、全件が、既に重要物品を処分していたにもかかわらず、台帳の手入れを行っていないことによるものであった。

会計規則第174条には「会計管理者は、重要物品について、重要物品台帳に記録し、常に物品の出納及び保管の状況を明らかにしておかなければならない。」と規定されている。また、所属課では、財務会計システムにより重要物品の管理状況を確認することができる。

こうした状況にあるにもかかわらず、これらについては、会計規則第145条の「物品の返納」や第146条の「返納物品の取扱い及び処分」の規定による手続きが行われていなかったものであり、また、会計規則第169条の「課長が行う検査」や第171条の「出納状況の報告」の際、現物と台帳との照合が不十分であったと言わざるを得ないものであり、適正な事務処理に努められたい。

(2) 重要物品の貸付けについて

会計規則第 151 条第 3 項には、本市以外の団体・私人に対する物品の貸付けについて、「物品を貸付けたときは、出納員は会計管理者に、分任出納員は所属の出納員を経て会計管理者に報告しなければならない。」と規定されている。

今回の監査で「貸付けの有無」について調査・確認したところ、重要物品の貸付け 113 件のうち、会計管理者への報告がなされていないものが 42 件認められた。

その原因は、全件が、会計管理者への報告を失念していたというものであった。この中には、本庁担当課が購入した後に各区役所に保管転換したものの、会計管理者へ報告がなされていないという事例が認められ、この原因は、本庁と区役所間で、貸付けに係る事務処理や引継ぎなどの役割分担が不明瞭となっていることによるものなどである。こうした事例を含め、適正な事務処理に努められたい。

(3) 総括

重要物品に限らず、すべての物品は、市税その他の貴重な財源等によって取得した市民の財産であることを職員一人ひとりが改めて認識することが重要であり、今回の監査で明らかになった課題等を踏まえ、法令等の定めにしたがい、本市の所有する物品の管理及び活用が、より一層適正かつ有効に行われるよう努められたい。

岡山市財産条例（抜粋）

（物品の無償貸付又は減額貸付）

第11条 物品は、公益上必要があるときは、公共団体等又は私人に無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。

岡山市会計規則（抜粋）

（重要物品）

第130条の2 重要物品とは、取得価格又は見積価格が100万円以上の物品をいう。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

（返納）

第145条 課長は、使用している物品（消耗品及び原材料を除く。）が必要でなくなったときは、速やかに当該物品を出納員又は分任出納員に返納させなければならない。

2 前項に規定する物品の返納は、会計管理者に対し出納員は課長を経て、分任出納員は出納員及び課長を経て行わなければならない。

（返納物品の取扱い及び処分）

第146条 会計管理者は、前条第2項の規定により返納を受けた物品を、転活用ができないもの（以下「不用品」という。）又は転活用可能なものに区分整理して保管しなければならない。

2 会計管理者は、前項の保管に係るもののうち、不用品は、品目及び数量をとりまとめ、契約課長に対し処分を依頼しなければならない。ただし、不用品のうち売り払うことが不利又は不適當であると認めるもの及び売り払うことができないものは、廃棄することができる。

3 契約課長は、前項に規定する物品処分依頼書を受けたときは、岡山市契約規則（平成元年市規則第63号。以下「契約規則」という。）に基づき売却をしなければならない。

4 契約課長は、前項の処分が決定したときは、会計管理者に通知しなければならない。

（物品貸付け及び期間）

第151条 出納員又は分任出納員は、条例第11条の規定により物品を貸付けるときは、物品借受申請書（様式第22号）を提出させ、事務決裁規程等に基づき決裁を受け、当該物品の借受人から借用書を徴して引渡さなければならない。

2 物品の貸付期間は、市長が特別に認める場合を除くほか、1年を超えることができない。

3 第1項の規定により物品を貸付けたときは、出納員は会計管理者に、分任出納員は所属の出納員を経て会計管理者に報告しなければならない。

（物品への表示）

第166条 出納員及び分任出納員は、物品の所管を明確にするため、ラベルの貼付等によつて市有物であることを表示して、照合点検に便利な方法で所管しなければならない。この場合、品質又は用途によりこれらの方法によりがたいときは、この限りでない。

（課長が行う検査）

第169条 課長は、所属の出納員及び分任出納員が取り扱う物品の出納及び保管の事務について、毎年度1回以上検査をしなければならない。

2 課長は、前項の検査を行ったときは、物品検査報告書により、速やかにその結果を会計管理者に報告しなければならない。

3 会計管理者は、第1項の規定により課長が検査を行うとき、必要と認めたときは、立会することができる。

（出納状況の報告）

第171条 出納員及び分任出納員は、毎年度末において取り扱った備品の出納状況を調査し、帳票又は電磁的記録と現物を照合して物品出納報告書を作成し、会計管理者へ翌年度の4月20日までに報告しなければならない。

（物品の記録管理）

第174条 会計管理者は、重要物品について、重要物品台帳に記録し、常に物品の出納及び保管の状況を明らかにしておかななければならない。